平成２５年（フ）第１２３５号
愛知県知多郡武豊町字山ノ神65番地５、開始決定時の住所愛知県知多郡武豊町字下田43番地10
破産者　清水　茂子
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４１９号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字新池3922番地348
破産者　大谷　道代
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６５号
愛知県春日井市白山町５丁目５番地６　ジョヴィアルⅢ303号
破産者　長島　　清
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９７号
京都府与謝郡与謝野町字弓木912番地３
破産者　中田　博久
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第５８号
兵庫県豊岡市城崎町湯島671番地の２、破産手続開始決定時の住所京都府京丹後市久美浜町三谷1444番地の６
破産者　岡　　隆幸
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２６年（フ）第７５号
大阪府吹田市南高浜町36番36号コーポファイブ306号室、前住所大阪府和泉市府中町512番地の１サングレース和泉205号
破産者　藤﨑　利幸
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
大阪府貝塚市脇浜４丁目５番３号
破産者　大西　康之
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第８０６号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目３番地７、開始決定時の住所兵庫県三木市吉川町みなぎ台１丁目23番地の３
破産者　飛彈　健一
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７６号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番13―505号
破産者　山北　春男
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号
兵庫県姫路市車崎２丁目７―７　シャーメゾン今宿Ｃ102号室、住民票上の住所兵庫県姫路市新在家中の町10番15号、従前の営業所所在地兵庫県姫路市岡田354―１バルビゾン岡田105号室
破産者　武道工房福島企画こと　福島　辰也
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１０５号
広島県廿日市市住吉１丁目３番17号
破産者　青木　祐美
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９１号
熊本市北区龍田７丁目37番10号
破産者　山野　　潮
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１６号
沖縄県沖縄市古謝316サンライズイーストⅡ104安慶名方、申立時の住所沖縄県中頭郡中城村字久場23―１新垣アパート102、住民票上の住所沖縄県沖縄市字桃原339番地３
破産者　安富祖美幸
1　決定年月日　平成26年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１４２号
北海道名寄市字共和392番地
破産者　ファームいしかわこと　石川　康範
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
破産者　大野　博子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
破産者　大野　益子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１４号
北海道紋別市花園町１丁目１番18号
破産者　大野　眞子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５号
北海道紋別市落石町３丁目14番地の95
破産者　大原　茂子
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部